

令和5年度

第 2 回

太子町国民健康保険運営協議会

令和6年1月25日
生活福祉部町民課

制度の概要

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしているが、加入者の「年齢構成が高く医療費が高額」「所得水準が低い傾向にあるため保険税の負担が重い」ことや、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い」という構造的な課題を抱えていた。

このような課題に対応し、国民健康保険制度の改善と安定化を図るため、平成30年度からは都道府県が市町村とともに運営を担っている。

これにより、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県は、保険給付に必要な費用を全額各市町村に支払うことになった。

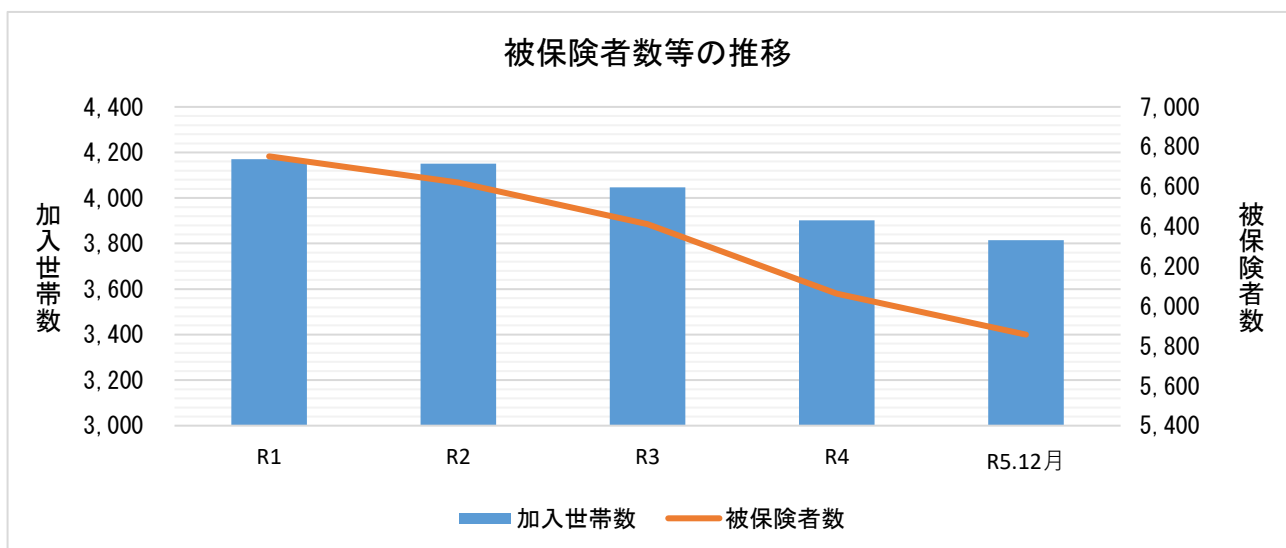
また、令和2年度に厚生労働省は「保険料水準の統一」を行う方向性を打ち出しており、兵庫県では負担の公平性のため県内において同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料(保険料水準の統一)をめざして県と市町が一体となって財政運営の安定化等を進めている。

令和6年度には、令和6年12月2日で現在の保険証が廃止されマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となることが予定されている。

1 加入状況

(1) 加入状況(各年度末時点)

年度	総数		国保加入者		加入率	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R1	13,718	34,105	4,170	6,752	30.4%	19.8%
R2	13,851	33,993	4,151	6,620	30.0%	19.5%
R3	13,892	33,739	4,046	6,412	29.1%	19.0%
R4	14,071	33,645	3,902	6,063	27.7%	18.0%
R5.12月	14,136	33,577	3,815	5,857	27.0%	17.4%

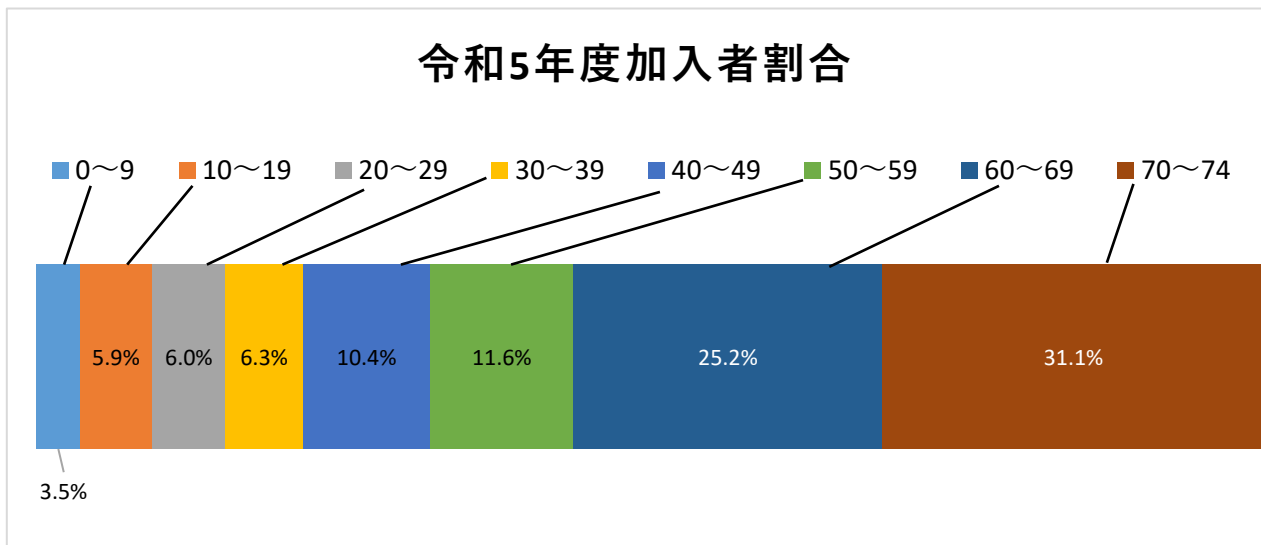


◎被保険者数は、定年後の継続雇用の拡大や被用者保険の加入要件緩和、後期高齢者医療への移行などにより減少傾向にある。

◎退職により被用者保険から国民健康保険に加入するため年齢構成が高くなる。

(2) 年齢別加入状況(令和5年12月末時点)

区分	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	206	346	350	368	610	680	1,478	1,819	5,857
割合	3.5%	5.9%	6.0%	6.3%	10.4%	11.6%	25.2%	31.1%	100.0%



2 財政状況

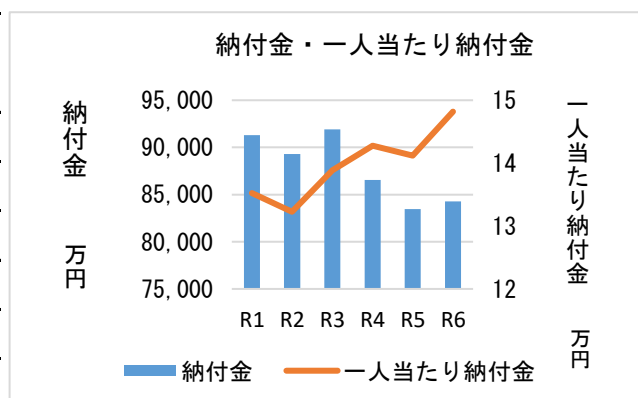
(1) 決算収支の推移

(単位：円)

年度	収入	支出	差引
R1	3,488,582,976	3,459,836,103	28,746,873
R2	3,265,148,934	3,235,120,223	30,028,711
R3	3,335,934,798	3,322,774,737	13,160,061
R4	3,209,689,704	3,196,884,561	12,805,143

(2) 納付金の推移

年度	納付金	一人当たり納付金 (納付金/加入者数)
R1	913,155,104	135,242
R2	893,102,125	134,910
R3	919,214,917	143,359
R4	865,570,004	142,763
R5(見込)	834,696,381	142,513
R6(予算)	842,741,675	148,187

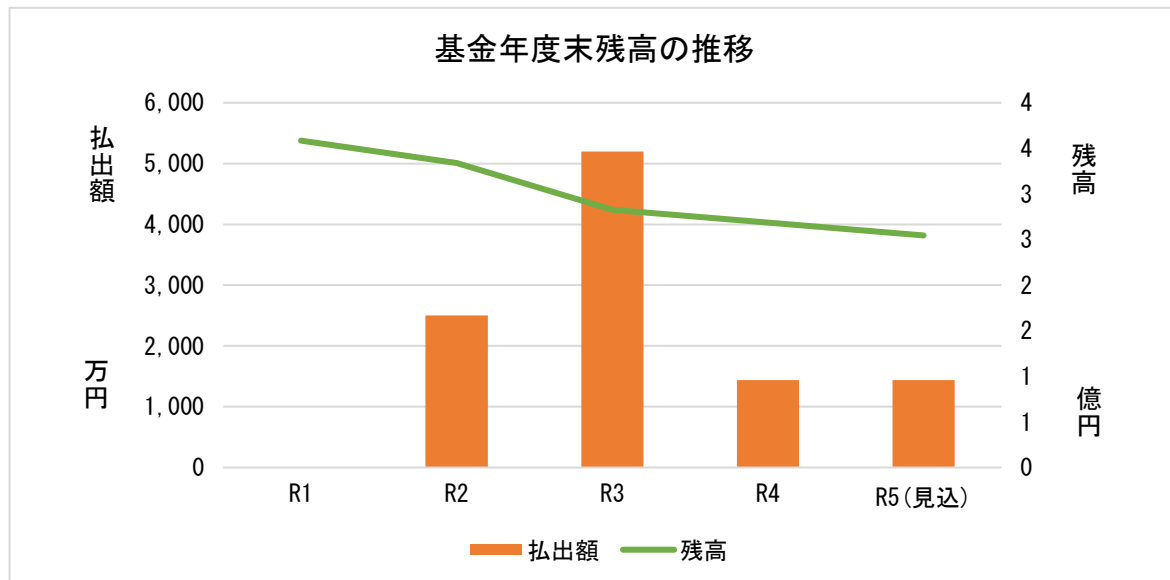


(3) 基金の状況

(単位：円)

年度	受入額	払出額	残高
R1	160,437,739	0	358,461,211
R2	610,032	25,000,243	334,071,000
R3	490,299	52,000,299	282,561,000
R4	336,622	14,373,000	268,524,622
R5(見込)	336,622	14,373,000	254,488,244

払出額は令和4年度と
…同額で見込



3 国民健康保険税の状況

(1) 保険税収納状況(現年度分・決算)

(単位：円)

年度	調定額	保険税 収納額	一世帯当たり 保険税収納額	一人当たり 保険税収納額	収納率 (%)
R1	609,060,900	564,323,977	135,329	83,579	92.7%
R2	600,844,600	559,911,043	134,886	84,579	93.2%
R3	583,981,200	549,346,288	135,775	85,675	94.1%
R4	594,770,700	560,827,016	143,728	92,500	94.3%
R5.12月末	562,345,400	362,607,740	95,048	61,910	64.5%

◎本町の収納率(現年度分)は令和元年度、令和2年度と県下最下位(41位)であったが、口座振替の促進、社会保険加入者への手続き勧奨、臨戸徴収、未申告者への申告勧奨等の取り組み強化により令和3年度は前年度比0.8ポイント上昇(県下39位)、令和4年度は前年度比0.2ポイント上昇し県下35位となった。

(2) 一人当たり調定額(決算)

(単位：円)

年度 区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
保険税調定額	90,205	90,762	91,076	98,098	96,013

(3) 太子町国民健康保険税率

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
30	7.13%	24,600	19,200	2.48%	8,600	6,600	2.95%	11,400	6,000
R1									
R2									
R3									
R4		27,000	19,400		9,400	7,000			
R5	7.14%	28,400	19,900	2.52%	9,800	7,100		11,800	6,100

(4) 県標準保険料率(太子町)

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R2	7.24%	29,831	20,612	2.75%	11,150	7,704	2.34%	12,181	6,121
R3	7.33%	30,271	20,816	2.75%	11,091	7,627	2.34%	11,879	6,021
R4	6.87%	29,682	19,323	2.67%	11,184	7,281	2.63%	13,550	6,728
R5	6.93%	29,990	19,431	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754

(5) 賦課限度額

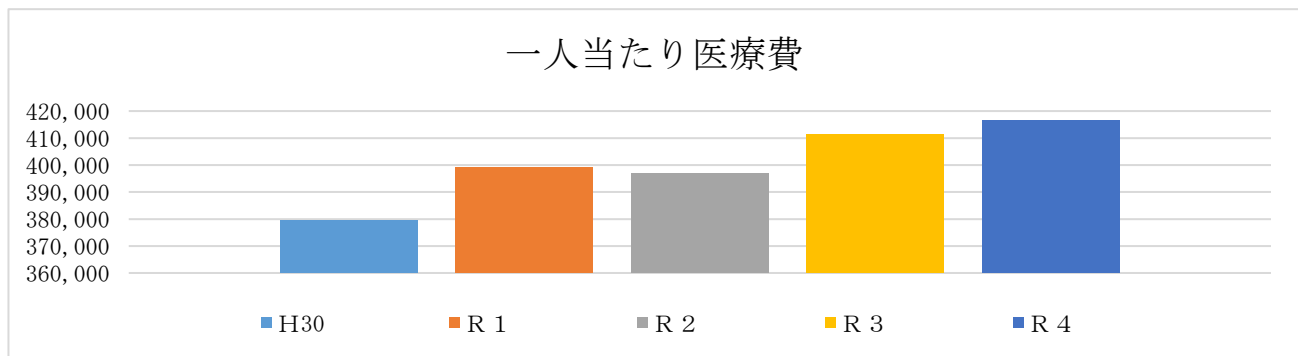
年度	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
30	580, 000	190, 000	160, 000
R1	610, 000		
R2	630, 000		170, 000
R3			
R4	650, 000	200, 000	
R5		220, 000	

◎国の地方税法の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げ。

4 給付状況等

(1) 一人当たり医療費

年度	医療費総額	全年齢	伸び率	前期高齢者	70歳以上
H30	2,673,332,926	379,492		502,092	558,381
R 1	2,710,325,943	398,918	5.12%	528,762	555,042
R 2	2,662,003,055	396,899	-0.51%	519,362	542,283
R 3	2,704,155,540	411,466	3.67%	539,912	579,147
R 4	2,621,469,310	416,304	1.18%	545,151	578,200



5 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率(法定報告) (単位：人)

年度	対象者	受診者	受診率
30	4,998	1,536	30.7%
R1	4,875	1,532	31.4%
R2	4,815	1,282	26.6%
R3	4,652	1,388	29.8%
R4	4,348	1,382	31.8%

(2) 特定保健指導実施率(法定報告) (単位：人)

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導 実施率
	対象者	修了者	対象者	修了者	
30	175	90	40	14	48.4%
R1	169	99	39	8	51.4%
R2	136	71	25	7	48.4%
R3	146	73	27	5	45.1%
R4	123	76	37	8	52.5%

(3) 受診率向上に向けた取り組み

- ア 特定健診受診券送付時受診勧奨
対象者を健診受診歴、生活習慣病治療歴や年齢により区分分けし、特性に応じた受診勧奨通知を同封
- イ 集団健診未申込者への受診勧奨
集団健診過去受診歴、前年度の国保加入などを条件に、勧奨方法を分ける
 - ①受診勧奨通知・申込書用紙を送付
 - ②集団健診セット一式の送付
 - ③電話
- ウ 人間ドック費用助成
- エ 職場健診結果の提出促進
- オ 集団健診受診インセンティブ
集団健診受診者（継続受診、初回）に特典を配付

(4)医療費適正化のための取り組み

◎国民健康保険の被保険者は、年齢層が高く、1人当たり医療費が高いことや、平均所得が低い水準にあることなど、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えており、今後も健全で安定した運営を図るためには、医療費の伸びの適正化を進める必要がある。

① 後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用の推進

- ・国の目標使用率(令和2年6月閣議決定)令和5年3月までに80%以上
⇒令和5年3月診療分使用割合84.4%(県内第9位)
- ・保険証送付時のパンフレットにジェネリック医薬品希望シールを貼付するとともに、ジェネリック医薬品差額通知書を年2回送付し、ジェネリック医薬品の使用を普及・促進し、医療費の伸びの適正化を図る。

② レセプト点検の強化

内科・歯科・調剤におけるレセプトの1次審査・点検は、全市町村が国民健康保険団体連合会に委託して実施しているが、2次審査・点検は各市町村の判断で実施している。本町では、専門員を配置し2次審査・点検を実施している。

③ 糖尿病重症化予防・生活習慣病重症化予防への取り組み

人工透析導入原因第1位は糖尿病性腎症であり、また、慢性透析療法に要する医療費は患者一人当たり年間約600万円といわれているため、糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに医療費適正化の観点からも重要となっている。

また、生活習慣病は自覚症状があまりないため、気づかずにそのままの生活を続けると脳卒中や心筋梗塞、慢性腎臓病などの重篤な状態に進行する可能性が高くなることから生活の質の低下だけでなく、医療や介護に要する費用が増加する。

特定健康診査の結果で町が設定した基準値を超えている未治療者、また糖尿病の中断者に対し、医療機関受診勧奨(生活習慣改善に向けた保健指導含)を実施して重症化予防を図っている。

		対象者 (人)
糖尿病性腎症 重症化予防	未治療者	8
	中断者	6
生活習慣病重症化予防		52

(R5. 12月末時点)

④ 重複・多剤服薬者対策

対象者に対して保健師が電話や訪問による指導を実施。

重複服薬：3か月連続して、1か月に3か所以上の医療機関より同一薬効の薬剤の処方を受けている。

多剤服薬：3か月連続して、1か月に複数の医療機関より薬剤数15剤以上の処方を受けている。

	対象者	指導実施
重複服薬	0	0
多剤服薬	1	1

(R5. 12月末時点)

(5)第3期データヘルス計画の策定について

令和5年度は第2期データヘルス計画の最終年度にあたるため、第2期で掲げた事業の評価を実施し、第3期計画を策定する。データヘルス計画標準化のため、県内同一事業者（がんサージカル）へ委託してデータ分析を実施。

(1) 改正の理由

現在、県内各市町では兵庫県が令和4年11月に策定した「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って令和9年度に予定されている「保険料水準の統一」に向けた取り組みを行っています。

このロードマップの中で、「保険料水準の統一」に向け保険料の急変緩和措置として計画的に県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することなどが明記されました。これに伴い令和5年度から納付金算定において基金等の一部が納付金財源として投入されています。

この度、令和6年度納付金の本算定額及び標準保険料率が県から示されましたので、標準保険料率を基準として税収納率を勘案した収支均衡に近い税率となるよう改正します。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の見直し(引き上げ)を行います。

本算定時納付金額の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確定納付金	919,214,917	865,570,004	834,696,381	842,741,675
医療分	657,652,604	606,052,641	577,416,501	581,445,206
支援金分	200,323,509	192,454,577	191,117,398	194,923,878
介護分	61,238,804	67,062,786	66,162,482	66,372,591

被保険者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療分	6,560	6,241	5,912	5,687
支援金分	6,560	6,241	5,912	5,687
介護分	1,829	1,814	1,724	1,718

一人当たり納付金	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療分	100,252	97,108	97,669	102,241
支援金分	30,537	30,837	32,327	34,275
介護分	33,482	36,970	38,377	38,634

(2) 改正の内容

ア 税率改正

	医療分			支援分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
R 5	7.14	28,400	19,900	2.52	9,800	7,100	2.95	11,800	6,100
R 6 (案)	7.25	29,600	20,400	2.70	10,800	7,600	2.95	12,700	6,500
差	0.11	1,200	500	0.18	1,000	500	0	900	400

イ 課税限度額

	医療分	支援分	介護分
R 5	65万円	22万円	17万円
R 6	65万円	24万円	17万円

ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	R 5	R 6
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 29万5千円 ×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +53万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 54万5千円 ×被保険者数

税率	5年度保険税率			案① 6年度標準保険料率			案② 保険料水準の統一時に必要な保険税率を4年で均した率		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	7.14%	2.52%	2.95%	7.24%	3.01%	2.71%	7.25%	2.70%	2.95%
均等割	28,400円	9,800円	11,800円	30,786円	12,512円	13,972円	29,600円	10,800円	12,700円
平等割	19,900円	7,100円	6,100円	20,177円	8,201円	6,999円	20,400円	7,600円	6,500円

注 意

案①標準保険料率は、県の発表前となりますので取り扱いにご注意ください。

世帯構成	年齢	所得		5年度 年税額	5年度 との差額	案①	5年度 との差額	案②	5年度 との差額	軽減	5年度からの上昇額(月額)	
											案①	案②
世帯主 妻 子	42歳 38歳 12歳	給与 給与	300万円 43万円 0円	年税額	28,800	512,200	28,800	499,800	16,400	軽減なし	2,400円	1,367円
【令和5年度給与所得者平均値】												
世帯主 妻 子	42歳 38歳 12歳	給与 給与	173万円 43万円 0円	年税額	20,400	311,800	20,400	302,400	11,000	2割軽減	1,700円	917円
【令和5年度給与所得者中央値】												
世帯主 妻 子	42歳 38歳 12歳	給与 給与	115万円 43万円 0円	年税額	18,300	236,500	18,300	227,500	9,300	2割軽減	1,525円	775円
【未就学児均等割軽減あり】												
世帯主 妻 子	42歳 32歳 6歳	給与 給与 未就学児	115万円 43万円 0円	年税額	16,200	219,200	16,200	211,400	8,400	2割軽減	1,350円	700円
【令和5年度年金所得者平均値・中央値】												
世帯主 妻	66歳 64歳	年金 年金未受給	111万円 0円	年税額	11,300	137,500	11,300	131,600	5,400	5割軽減	942円	450円
【老齢基礎年金令和5年度月額66,050円】												
世帯主 妻	66歳 64歳	老齢基礎年金 年金未受給	0円 0円	年税額	4,300	40,600	4,300	38,200	1,900	7割軽減	358円	158円
【老齢基礎年金・遺族年金受給者】												
世帯主	66歳	老齢基礎年金	0万円	年税額	2,200	23,400	2,200	22,400	1,200	7割軽減	183円	100円

国民健康保険特別会計 予算(案)

令和6年度 国民健康保険特別会計予算(歳入) (案)

令和6年度 国民健康保険特別会計予算(歳出) (案)

(単位：円)

科 目		令和5年度		令和6年度(案)		差 額 (B)-(A)
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	
保 險 税	一般被保険者	573,171,000	18.35%	566,621,000	16.51%	-6,550,000
	退職被保険者	327,000	0.01%	207,000	0.01%	-120,000
	計	573,498,000	18.36%	566,828,000	16.52%	-6,670,000
使用料及び手数料		300,000	0.01%	300,000	0.01%	0
県 支 出 金	普通交付金	2,205,090,000	70.60%	2,497,241,000	72.77%	292,151,000
	特別交付金	81,579,000	2.61%	85,779,000	2.50%	4,200,000
	計	2,286,669,000	73.22%	2,583,020,000	75.27%	296,351,000
財産収入		1,000	0.00%	1,000	0.00%	0
繰 入 金	一般会計繰入金	247,054,000	7.91%	261,763,000	7.63%	14,709,000
	基金繰入金	1,882,000	0.06%	5,989,000	0.17%	4,107,000
	計	248,936,000	7.97%	267,752,000	7.80%	18,816,000
繰 越 金		10,000,000	0.32%	10,000,000	0.29%	0
その他の収入		3,814,000	0.12%	3,814,000	0.11%	0
合 計		3,123,218,000	100.00%	3,431,715,000	100.00%	308,497,000

(単位：円)

科 目		令和5年度		令和6年度(案)		差 額 (B)-(A)
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	
総 務 費	療養給付費	48,976,000	1.57%	59,750,000	1.74%	10,774,000
	療 養 費	1,899,105,000	60.81%	2,150,368,000	62.66%	251,263,000
	審査支払手数料	21,812,000	0.70%	23,124,000	0.67%	1,312,000
保 險 給 付 費	高額療養費	6,372,000	0.20%	6,431,000	0.19%	59,000
	移 送 費	262,244,000	8.40%	301,261,000	8.78%	39,017,000
	出産育児諸費	51,000	0.00%	51,000	0.00%	0
葬 祭 費	出産育児諸費	12,506,000	0.40%	12,506,000	0.36%	0
	葬 祭 費	3,000,000	0.10%	3,500,000	0.10%	500,000
	結核医療付加金	50,000	0.00%	50,000	0.00%	0
医 療 費 分	傷病手当金	150,000	0.00%	60,000	0.00%	-90,000
	計	2,205,290,000	70.61%	2,497,351,000	72.77%	292,061,000
	医療費分	577,417,000	18.49%	581,446,000	16.94%	4,029,000
介 護 納 付 金 分	後期高齢者支援金等分	191,119,000	6.12%	194,924,000	5.68%	3,805,000
	介護納付金分	66,163,000	2.12%	66,373,000	1.93%	210,000
	計	834,699,000	26.73%	842,743,000	24.56%	8,044,000
保健事業費		22,051,000	0.71%	19,126,000	0.56%	-2,925,000
基金積立金		1,000	0.00%	1,000	0.00%	0
その他の支出(償還金等)		12,201,000	0.39%	12,744,000	0.37%	543,000
合 計		3,123,218,000	100.00%	3,431,715,000	100.00%	308,497,000

歳入 3,431,715千円

歳出 3,431,715千円

566,828,000 16.52%	
2,583,020,000 75.27%	
261,763,000 7.63%	
20,104,000 0.58%	

保険税「現年度分＋滞納繰越分」
被保険者が負担する保険税

県支出金
・普通交付金
・特別交付金

一般会計繰入金
法令等に基づく繰入金（法定繰入金）

国庫支出金・基金繰入金・その他

2,497,351,000 72.77%	
842,743,000 24.56%	
19,126,000 0.56%	
72,495,000 2.11%	

保険給付費
医療費のうち、被保険者が支払う自己負担分を除いた費用

国保事業費納付金
県全体の保険給付の見込みを基に県から各市町に割り当てられる納付金

保健事業費
特定健診・特定保健指導、データヘルス計画に基づく事業等

その他事務費等

国保財政の推移

		令和元年度 決算	令和２年度 決算	令和３年度 決算	令和４年度 決算	令和５年度 当初予算	令和６年度 当初予算(案)
歳入	保険税(現年)	564,323,977	559,911,043	549,346,288	560,827,016	538,195,000	537,898,000
	保険税(滞納)	39,277,728	36,217,568	29,151,416	30,606,699	35,303,000	28,930,000
	基金繰入金	0	25,000,243	52,000,299	14,373,000	1,882,000	5,989,000
	その他の歳入	2,884,981,271	2,644,020,080	2,705,436,795	2,603,882,989	2,547,838,000	2,858,898,000
	計	3,488,582,976	3,265,148,934	3,335,934,798	3,209,689,704	3,123,218,000	3,431,715,000
歳出	保険給付費	2,306,989,683	2,261,273,518	2,316,237,771	2,238,436,100	2,205,290,000	2,497,351,000
	事業費納付金	913,155,104	893,102,125	919,214,917	865,570,004	834,699,000	842,743,000
	基金積立金	160,437,739	610,032	490,299	336,622	1,000	1,000
	その他の歳出	79,253,577	80,134,548	86,831,750	92,541,835	83,228,000	91,620,000
	計	3,459,836,103	3,235,120,223	3,322,774,737	3,196,884,561	3,123,218,000	3,431,715,000
歳入－歳出		28,746,873	30,028,711	13,160,061	12,805,143	0	0
決算基金残高		358,461,211	334,071,000	282,561,000	268,524,622	—	—